

葛飾区住宅浸水対策 ガイドライン



はじめに

地球温暖化に伴う気候変動により、大雨や短時間豪雨の発生頻度や降水量が増大し、近年では、時間雨量50ミリ以上の降雨の発生件数が約30年間で、約1.4倍に増加しており、極端な雨の降り方が顕著になっています。

また、今後も平均気温が上昇するにつれ、集中豪雨や巨大台風の発生といった異常気象の頻度が高まっていくと考えられています。

こうした状況を踏まえ、本区では、水が引くまでの間、許容できる生活レベルが担保される市街地を目指し、令和元年に「浸水対応型市街地構想」を作成しました。

本ガイドラインは、浸水対応型市街地構想の実現に向けた取組の一つとして、住宅の浸水被害に対する対策や考え方等を整理していますので、今後、新たに住宅を建築する、または改修等により浸水対策を講じる場合の一助になれば幸いです。

なお、本ガイドラインを踏まえ設計された住宅に対して、浸水被害が生じないことや、浸水対策費用、被害への復旧費用等を保証するものではありません。また、今後、新しい浸水対策技術の開発等を踏まえ、適宜、本ガイドラインの検証・更新を要するものと考えます。

令和6年4月

葛飾区 都市整備部 都市計画課

～ 目 次 ～

1. 水害の種類	1
2. 住宅の浸水被害と復旧費用	3
3. 住宅の浸水対策	7
4. 被災後の復旧	15

1. 水害の種類

-1. 豪雨等による水害リスク

近年、局地的な大雨等の多発、都市化の進展による雨水流出量の増大等により、水災による被害リスクが増大しています。

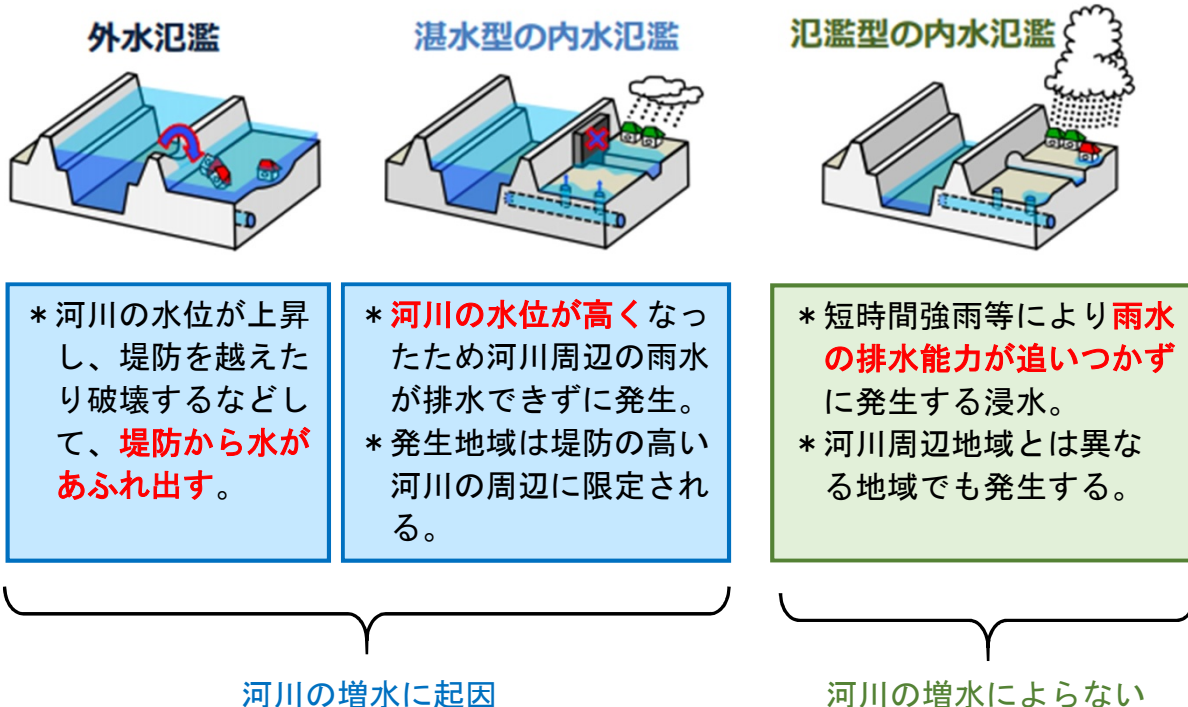
このため、これまでの築堤、ダム等の治水対策や公共下水道の普及に加え、河道掘削等の水位を下げる取組や一定規模以上の施設整備に雨水流出抑制施設を取り入れるなどのハード対策を進めるとともに、ハザードマップの作成等のソフト対策、土のう設置といった自助の取組を組み合わせた総合的な浸水対策の推進が求められています。



出典：国土交通省（「流域治水」の基本的な考え方より）

-2. 水害の種類

水害の種類は大きく分けて2つあります。1つ目は、川の氾濫や堤防の決壊による「外水氾濫」、2つ目は、降雨量に対して排水処理能力が追い付かなかつたり、河川の水位が上がったりすることによる「内水氾濫」です。



出典：気象庁（気象情報とキキクル（危険度分布）より）

1. 水害の種類

-3. 水害統計調査における床下浸水、床上浸水

国立研究開発法人・建築研究所の建築研究報告では、河川水害を外水被害、内水被害、その他に分類し、河川水害による被災家屋棟数の推移をまとめており、その多くは水害原因によらず床下浸水で、床上50cm未満の床上浸水被害を加えると、被災家屋棟数の約85%となっています。

表I-2 水害原因に基づく分類

種類	分類	水害統計調査における水害原因
河川水害	外水被害	破堤、有堤部溢水、無堤部溢水
	内水被害	内水
	その他	洗掘・流出、土石流、高潮、津波、その他
河川以外での水害	(対象外)	地すべり、急傾斜地崩壊、波浪、窪地内水

「表I-3 河川水害による被災家屋棟数の推移」より抜粋

単位[上段：棟数][下段：%]（水害統計調査より集計）

	1993年～2020年			
	外水氾濫による	内水氾濫による	その他	総計
床下浸水	219,652 49.9%	478,627 76.7%	27,866 63.3%	726,145 65.5%
床上浸水(1～49cm)	86,935 19.7%	114,117 18.3%	10,253 23.3%	211,305 19.1%
床上浸水(50～99cm)	37,978 8.6%	13,003 2.1%	2,099 4.8%	53,080 4.8%
床上浸水(100cm以上)	24,571 5.6%	4,188 0.7%	821 1.9%	29,580 2.7%
半壊被災	54,926 12.5%	12,787 2.0%	1,096 2.5%	68,809 6.2%
全壊・流出	16,508 3.7%	1,525 0.2%	1,910 4.3%	19,943 1.8%
計	440,570 100%	624,247 100%	44,045 100%	1,108,862 100%

約85%

出典：国立研究開発法人 建築研究所 建築研究報告

建築物の浸水対策案の試設計に基づくその費用対効果に関する研究より

2. 住宅の浸水被害と復旧費用

-1. 葛飾区内の被害状況

葛飾区内で発生した水害は、床下浸水、もしくは1階床上から高さ50cm未満の床上浸水がほとんどです。下表から、平成5年以降は、高さ50cm以上の床上浸水は発生していません。

そのため、『床下浸水』及び『1階の床から高さ50cm程度の床上浸水』への対策を講ずることが有効です。

葛飾区内の被災家屋棟数(平成5年～令和2年)

	被災家屋棟数(棟)			
	床下浸水	床上浸水		
		1cm～49cm	50cm～99cm	100cm以上
平成5年	183	49	0	0
平成6年	61	7	0	0
平成8年	10	0	0	0
平成12年	1	2	0	0
平成13年	5	3	0	0
平成15年	0	1	0	0
平成16年	7	4	0	0
平成26年	0	6	0	0

注)被災家屋棟数が、床下・床上浸水共に0棟の年は記載していない。

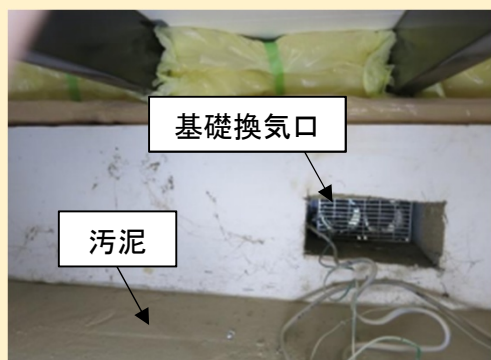
水害統計調査より集計



Coffee Break

～床下浸水、床上浸水について～

床下浸水では、住宅の床下部分の清掃や消毒が必要になり、床上浸水では、内装材にも被害が及びます。下の写真のような被害を受けると、日常的な暮らしに戻るには時間がかかります。



床下浸水の様子

基礎の換気口等から床下に水や泥が侵入し、汚泥が堆積する。



床上浸水の様子

和室の畳が水に浸かり、汚泥等が付着する。

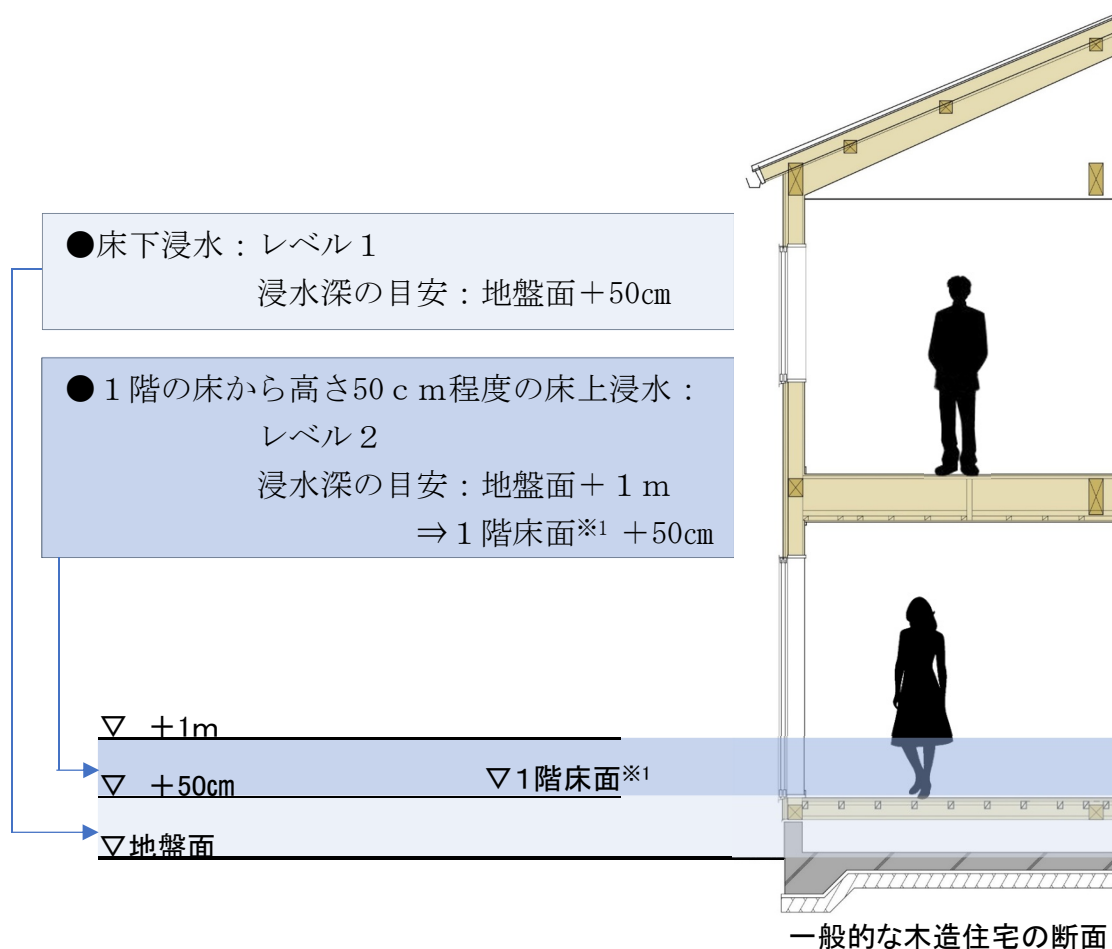
出典:住宅における浸水対策の設計の手引き(一般社団法人)住宅生産団体連合会

2. 住宅の浸水被害と復旧費用

-2. 被害想定レベルの設定

葛飾区内の被害状況から、本ガイドラインでは、『床下浸水』と『1階の床から高さ50cm程度の床上浸水』を対象に、住宅の浸水対策を示します。

また、原則として、家屋の流失・倒壊をもたらすような洪水の氾濫流への対策は、本ガイドラインで示す対策以上のものが必要となるため、対象外とし、下記の2区分ごとに、対策や費用等を整理します。



※1 1階床面の高さは、建築基準法に基づく基礎の立上り高さや、一般的な床下の構造を加味し、50cmと設定しています。

2. 住宅の浸水被害と復旧費用

-3. 葛飾区内の住宅の特徴

葛飾区内の建築物は、木造戸建て住宅系が多く、建物総棟数(約23万棟)のうち77.0%を占めています。

また、木造戸建て住宅系のうち、住居専用住宅が約14万棟、住商併用建物が約2.5万棟、住居併用工場が約1万棟存在しています。

店舗や工場との併用住宅については、住居以外の部分が1階にあることが多く、浸水した場合、商品や工場の機械など、暮らしただけではなく生計を立てる仕事に関する財産も大きな損害を受ける可能性があります。

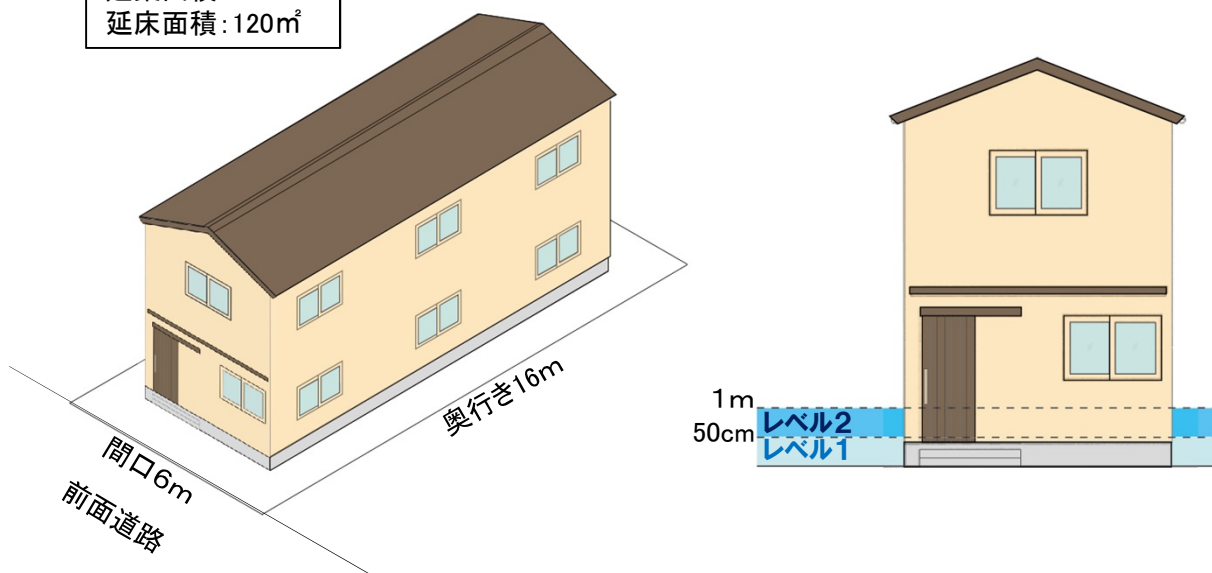
-4. モデルプランの設定

令和3年度土地利用現況調査(東京都)、葛飾区建築確認申請台帳(昭和58年～令和3年度)より、住居専用住宅におけるモデルプランを作成しました。このモデルプランをもとに、浸水後の復旧費用や対策費用を考えていきます。※2

なお、店舗や工場との併用住宅は、その内容や規模により、復旧費用や対策費用が大きく異なるため、ここでは、住居専用住宅を例に考えます。

住居専用住宅モデルプラン (木造2階建て)

敷地面積: 96㎡
建築面積: 60㎡
延床面積: 120㎡



※2 建築面積及び延床面積は、令和3年度土地利用現況調査(東京都)より、平均値を算出。
敷地面積及び間口(接道長さ)は、葛飾区建築確認申請台帳(昭和58年度～令和3年度)より、平均値を算出。それらに基づき、上記のモデルプランを設定しました。

2. 住宅の浸水被害と復旧費用

-5. 復旧費用の算出

前ページの住居専用住宅モデルプランにおいて、レベル1、2の浸水被害を受けた場合の、復旧費用を算出しました。

●復旧費用の目安

* レベル1：床下浸水
約64万円

内訳) 外回り土砂撤去等……………16万円
床下土砂撤去、消毒等……………48万円

* レベル2：床上50cm浸水
約276万円

内訳) 外回り土砂撤去、外壁補修等……………46万円
床下土砂撤去、消毒等……………81万円
1階床の交換等……………96万円
1階壁内断熱材の交換・補修等……………53万円

注) レベル1は、床材の撤去復旧費用等は、含まれていません。

レベル2は、キッチン、トイレ、お風呂など、住宅設備やインテリア、電化製品等の復旧費用は含まれていません。

算出根拠：日本建築士会連合会の「復旧費用概算額算出エクセルデータ」を基に、葛飾区の実情に合わせて作成しています。詳細は区ホームページに掲載。

参照：<https://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000084/1030260/1032075/1035181.html>

(参考) 公益社団法人 日本建築士会連合会ホームページ

https://www.kenchikushikai.or.jp/torikumi/saigaitaisaku_1.html



土砂堆積のようす



床下清掃・消毒作業



1階床の交換

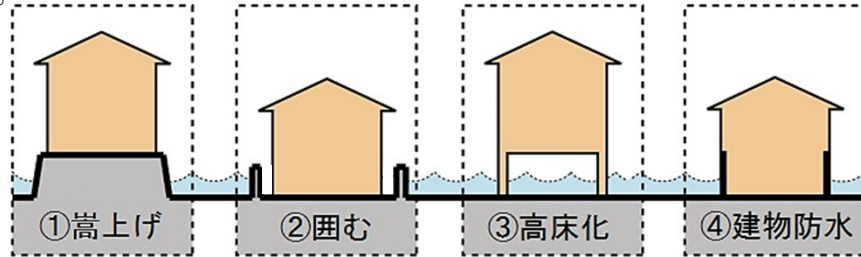


断熱材の交換

3. 住宅の浸水対策

-1. 浸水対策の方法と考え方

住宅への浸水を未然に防ぐ対策としては、主に以下の4つが考えられます。次ページ以降に、これら対策の概要、概算工事費、実施にあたっての主な検討項目を示します。



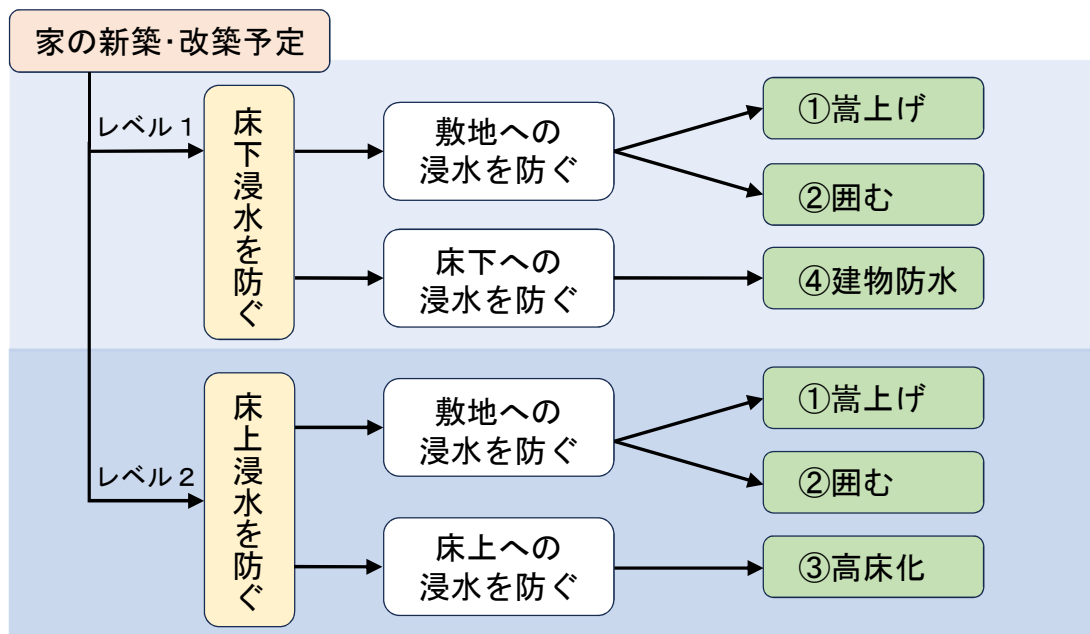
《レベル1》

- ① 嵩上げ…敷地内を50cm盛り土して高くする。
- ② 囲む…敷地境界を50cmの高さの塀で囲む。
- ③ 高床化…床上浸水を防ぐ方策のため、想定しない。
- ④ 建物防水…建物外周部を防水して、浸水を防ぐ。

《レベル2》

- ① 嵩上げ…敷地内を1m盛り土して高くする。
- ② 囲む…敷地境界を1mの高さの塀で囲む。
- ③ 高床化…基礎を上げて1階の床面を現況の高さより1m高くする。
- ④ 建物防水…適切な維持管理により耐水性を維持する外壁材はあるが、サッシやドア等の開口部まわりに対する水密性の確保には技術的難易度が高いため、本ガイドラインでは想定しない。

○浸水対策の方針を考えるフローチャート



3. 住宅の浸水対策

-2. 浸水対策方法と費用

対策① 嵩上げ

●概要

嵩上げは、あらかじめ敷地に盛り土を行い、地盤面の高さを上げて、建物を建築することとなります。既存建築物の地盤面を嵩上げする場合は、建築物を持ち上げる技術や嵩上げた地盤面の再構築が必要となります。このため、ここでは、新築した場合の敷地の盛り土について、示します。

●概算工事費【P 5 住居専用住宅モデルプランの場合】

《レベル1》

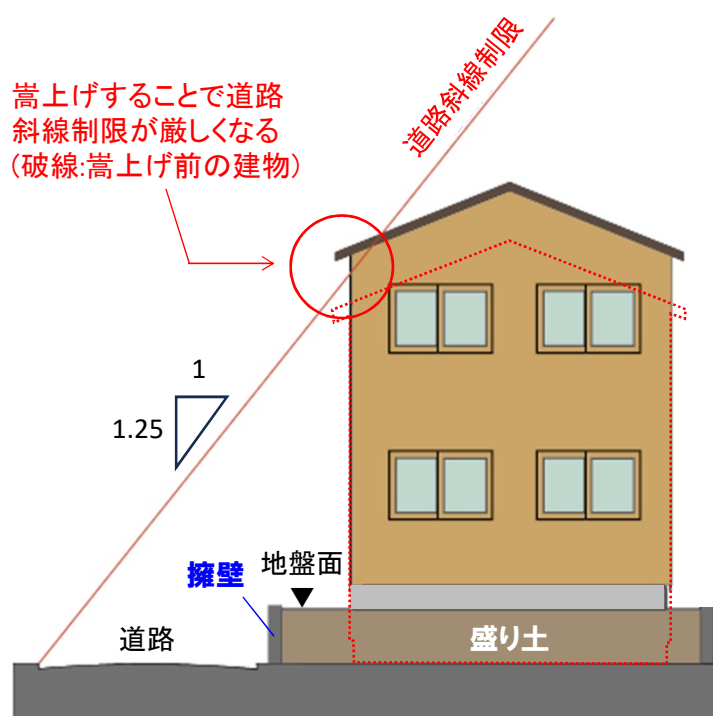
* 盛土・締固め・擁壁費：40万円程度

《レベル2》

* 盛土・締固め・擁壁費：60万円程度

●主な検討項目

- ①盛り土により地盤面の高さを上げるため、道路から玄関まで階段やスロープが必要となる。
- ②盛り土により建物が高くなるので、道路斜線制限などの高さ規制が厳しくなり、居住空間として活用できる高さや面積が制限されることがある。



図：嵩上げのイメージ

3. 住宅の浸水対策

対策② 囲む

●概要

囲むは、止水板や塀等で建築物の周囲を囲むことで、新築でも既存建築物でも活用できる可能性があります。

浸水流入は四方から迫ってくるため、止水板の設置と併せて、塀などで建築物を囲う必要があります。

また、玄関や掃き出し窓など、出入りのための開口部に、土のうを設置することで浸水被害を軽減することもできます。※3

※3 葛飾区では、地区センター等に、土のうステーションを設置しています。

参照：葛飾区「土のうステーションについて」

<https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1004028/1000063/1004031/1030352/1029239.html>



●概算工事費【P 5 住居専用住宅モデルプランの場合】

《レベル1》

* 止水板の設置：110万円程度（高さ50cm程度）

* コンクリートブロック塀などの設置：330万円程度（高さ50cm程度）

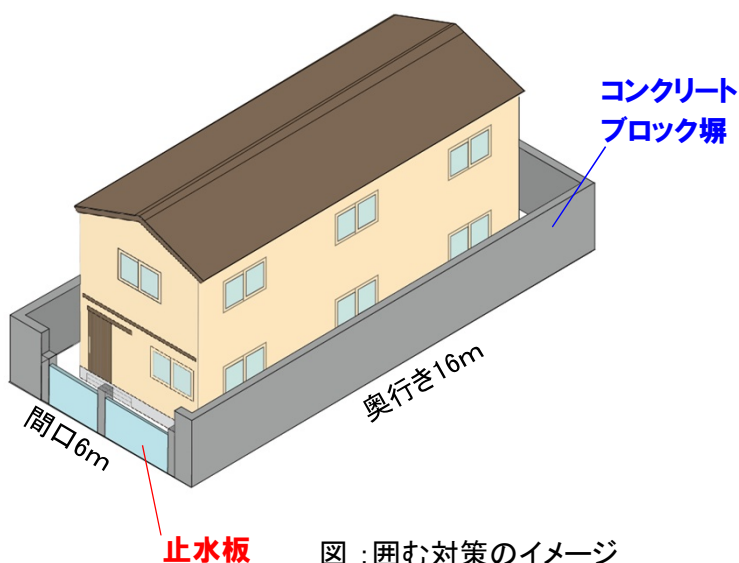
《レベル2》

* 止水板の設置：190万円程度（高さ1m程度）

* コンクリートブロック塀などの設置：510万円程度（高さ1m程度）

●主な検討項目

- ①敷地境界線内に、止水板を支える支柱やコンクリートブロック塀を設置するための空間を確保する必要がある。
- ②平常時、止水板を保管するスペースが必要になる。



図：囲む対策のイメージ



止水板設置の例



土のうステーション(葛飾区)

3. 住宅の浸水対策

対策③ 高床化

●概要

高床化は、基礎の立上りを高くし床上への浸水を防ぐ方策です。基礎をあらかじめ高く施工しなければならないため、新築での対策となります。

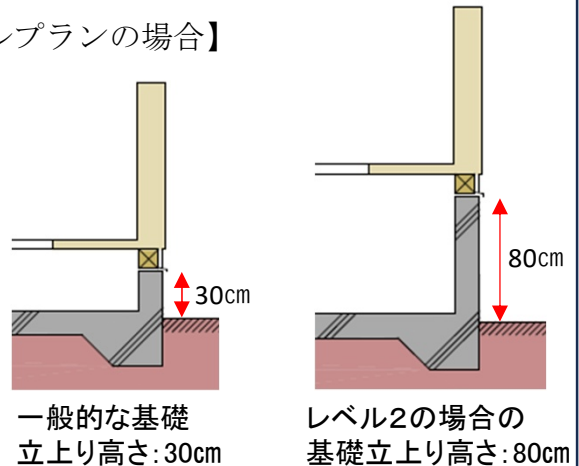
また、対策④ 建物防水の対策と組み合わせて、床下への浸水を防ぐことも有効です。

●概算工事費【P 5 住居専用住宅モデルプランの場合】

*一般的な基礎立上り高さ30cm程度
：290万円程度

《レベル2》

*基礎立上り高さ80cm程度
：320万円程度



●主な検討項目

- ① 1階の床面の高さを上げるため、対策① 嵩上げと同様に、道路から玄関まで階段やスロープが必要となる。
- ② 1階の床面の高さを高くすることにより、対策① 嵩上げと同様に、高さ規制が厳しくなり、居住空間として活用できる高さや面積が制限されることがある。



Coffee Break

～居住空間を2階以上に～

高床化の例として、1階を車庫などにし、居住空間を上階に確保する方策もあります。

この場合、1階をコンクリート造とし、上階を木造とする方法や、全体を鉄骨造とする方法があります。

居住空間を2階以上にすることから、写真のように3階建ての建築物になってしまう。

1階をコンクリート造や鉄骨造とし、2～3階を木造とする場合、1～3階を木造とする場合より、設計費、工事費が高くなる。



鉄骨造で1階を車庫にした例

3. 住宅の浸水対策

対策④ 建物防水

●概要

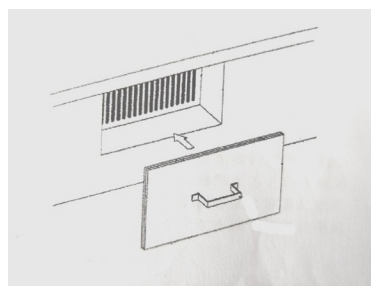
建物の外側を防水する方策です。新築でも既存建築物でも活用できる可能性があります。

1) 基礎換気口を塞ぐ

基礎に換気口がある住宅では、あらかじめ蓋を設置し、浸水を防ぐ方法があります。



基礎換気口の蓋



蓋取付け例

2) 排水管の逆流防止

浸水時に排水管を通して下水等が流入しないよう、管内に逆流防止弁を設置します。浸水時、逆流した汚水により弁が閉まり、逆流した汚水が引くと、弁が開き、排水することができます。



排水管の逆流防止弁のイメージ

3. 住宅の浸水対策

3) 基礎の配管貫通部への浸水処理

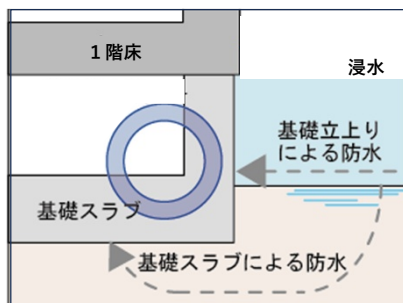
排水管など、部分的に基礎を貫通する箇所があります。浸水時、その部分から汚水が流入することもあるため、防止モルタルやシール材などを充填し、隙間を埋めることで防ぐことができます。



配管貫通部処理の例

4) ベタ基礎

べた基礎は、基礎の立上り部分だけでなく底板一面が鉄筋コンクリート（基礎スラブ）になっている基礎です。基礎スラブにより、防水できるとともに、水が溜まった場合でも、ポンプでの排水や排水後の清掃がしやすいです。



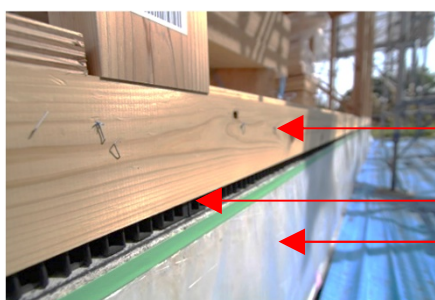
ベタ基礎の例

●概算工事費【P 5 住居専用住宅モデルプランの場合】

- * 基礎換気口への蓋の設置：5万円程度（約5千円/箇所）
- * 逆流防止弁付き配管の設置：1.2万円程度（約6千円/箇所）
- * 配管貫通部への浸水処理：1.6万円程度（約5千3百円/箇所）
- * ベタ基礎（基礎立上り高さ30cm）：290万円程度

●主な検討項目

- ① 建築物の床下換気には、基礎換気口を設けず、基礎上部と土台の間にゴム製の緩衝材を入れて換気する方法もあります。
- ② シール材は紫外線劣化する部材なので、定期的なメンテナンスが必要です。



ゴム製の緩衝材による換気の例

3. 住宅の浸水対策

-3. 復旧費用と浸水対策概算費用の目安

P6の復旧費用と、P8～12の浸水対策概算工事費の比較を、下表に整理しました。下表に示す費用は、新築と改修の違いや、社会経済状況などの要因によっても変化しますので、あくまで目安とお考え下さい。なお、③高床化及び④建物防水の浸水対策の概算工事費は、べた基礎（立上り高さ30cm）を前提とするため、差額分を計上します。

*レベル1:床下浸水を防ぐ

復旧費用	浸水対策概算工事費			
	①嵩上げ	②囲む	③高床化	④建物防水
約64万円	40万円	440万円	—	7.8万円

*レベル2:床上浸水を防ぐ

復旧費用	浸水対策概算工事費			
	①嵩上げ	②囲む	③高床化	④建物防水
約276万円	60万円	700万円	30万円	—

注)レベル1の復旧費用には、床材の撤去復旧費用等は、含まれていません。

レベル2の復旧費用には、キッチン、トイレ、お風呂などの住宅設備やインテリア、電化製品等の復旧費用は含まれていません。



キッチンの被災例



トイレの被災例

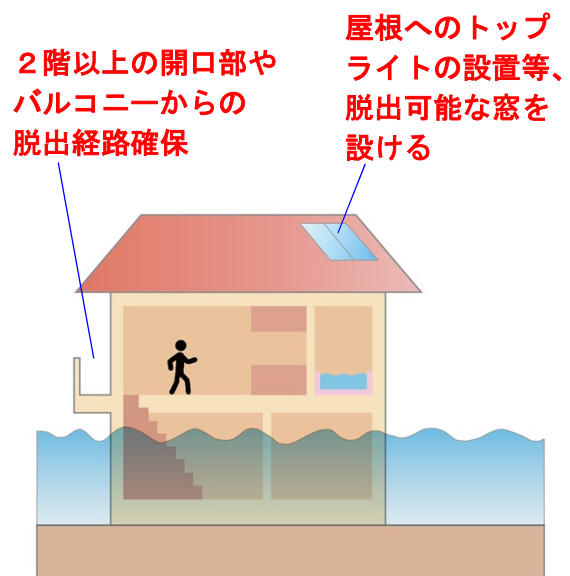
出典:住宅における浸水対策の設計の手引き(一般社団法人)住宅生産団体連合会

(参考)大規模水害に対する考え方

大規模水害発生時には、住宅の水没・流出の恐れがあります。

そのため、台風や大雨等の情報に注意しながら、自宅に留まることなく、早めに広域避難もしくは浸水しない安全な空間への避難が必要です。

大規模水害時、自宅で人命を守り、生活を維持することは非常に難しくなります。右図のように、逃げ遅れた際の脱出経路の確保も必要です。



3. 住宅の浸水対策

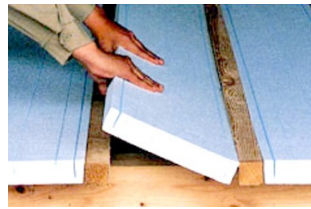
-4. その他の浸水対策方法

被災後の復旧を容易にするため、事前に対策を講じておく方法は、他にもあります。例えば、以下のような対策を住まいづくりの際に意識してみてください。

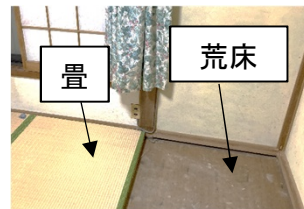
部 位	対 策 の 例
床	<ul style="list-style-type: none"> * 1階の各部屋に床下点検口¹⁾を設け、床下の清掃をしやすいとする。 * 床下断熱材は、洗浄することで再利用が可能な、吸水しないタイプのもの²⁾を選択する。 * 畳本体は取替えとなるが、下地としての荒床³⁾は乾燥後再利用できるため、復旧しやすい。 * 床材の解体をしやすいするために、間仕切り壁を先に施工し、床を後から貼る(壁勝ち⁴⁾とする)。 * 店舗や工場では、浸水を考慮した仕上げ材を選定する。(洗浄可能なタイルや塗床⁵⁾など)
屋内の壁	<ul style="list-style-type: none"> * 店舗や工場は、間仕切り壁や固定カウンター下部(高さ1m程度)を耐水性のある材料とする。(コンクリートブロックやコンクリート下地、水性ペンキ仕上げなど) * 壁内に水平見切り部材⁶⁾を入れて断熱材や内装仕上げ材を分離することにより、被害と復旧の範囲を限定することが期待できる。
住設機器	<ul style="list-style-type: none"> * エアコン室外機の下に架台⁷⁾を設置し、位置を上げて浸水を防ぐ。 * 屋内のコンセントやスイッチをなるべく上部に設置⁸⁾する。 * 店舗や工場で、高価な設備や機器を備えている場合は、当該部屋のドアを閉鎖するとともに、止水板を設置する。



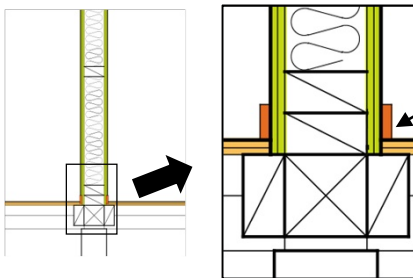
1) 床下点検口の設置



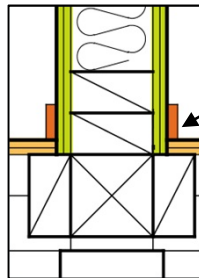
2) 吸水しない断熱材の例



3) 畳と荒床



4) 壁勝ちの例

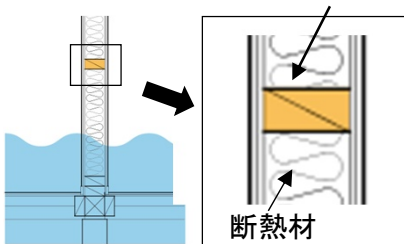


水平見切り部材

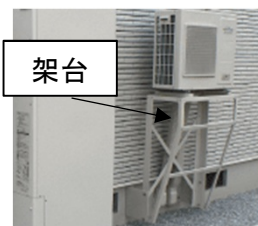
壁に対して床を張り付ける



5) 店舗での塗床の例



6) 水平見切り部材の例



7) 架台の設置



8) コンセントを高い位置に

4. 被災後の復旧

-1. 水害後の対応

水害後の復旧は、基本的に個人で行うことになりますが、被害の大きさにより、行政の支援を受けられることもあります。

□連絡を取る

- 施工業者・ハウスメーカー・大家などに連絡する。※4
 - ※4 災害救助法が適用される大規模災害時には、行政が窓口となって住宅の応急修理の支援を受けることができます。この場合、個人が直接修理を依頼すると、支援が受けられない可能性があります。
- 保険会社（火災・水害、共済、自動車保険など）に連絡する。
- 支払い窓口（税金・公共料金・ローンなど）に連絡する。※5
 - ※5 「支払猶予」や「支払免除」措置を受けられる可能性があります。

□写真を撮る

罹災証明書や各種保険などの申請で使用する場合がありますので、写真を撮ることを推奨します。

□罹災証明書の申請

区に対し、公的な支援を受ける際に必要となる「罹災証明書」の発行申請を行います。

□罹災証明書の発行

区が発災後に実施する住家被害認定調査の結果をもとに「全壊」・「半壊」などの被害認定がされ、罹災証明書が発行されます。

□残廃材・家具等の片付け

自分でできる家財や家具、家電などを片付けます。がれきの捨て場や期間など自治体からの指示や、ボランティアなどの実際の状況に応じて作業を行ってください。※6

- ※6 葛飾区社会福祉協議会は、男女平等推進センター（立石5-27-1）にボランティア活動拠点となる「災害ボランティアセンター」を設置し、被災した方のボランティア派遣を要請する際の窓口となります。電話番号等の連絡先は、発災後に区ホームページ等で公表しますので、そちらをご確認ください。

□復旧作業・工事

工事会社等と相談し、復旧内容を決定し、復旧工事を行ってもらいます。被害が少ない場合には、自分で復旧作業を行うこともあります。

4. 被災後の復旧

-2. 住家被害認定調査について

災害により被害を受けた住家の被害認定は、市区町村により、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき実施されます。

住家被害認定調査結果における住家の損害割合により、「全壊」・「半壊」などの被害認定がされます。

また、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なります。

ここでは、これら外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の被害認定基準等をお示しします。

●災害に係る住家の被害認定基準等

	①全壊	②大規模半壊	③中規模半壊	④半壊	⑤準半壊	準半壊に至らない(一部損壊)
住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

●認定調査の流れ（概要）

主に、目視調査により一定の基準をもとに、損害割合が算出され、損害割合によって判定がなされ、被害認定となります。

損害割合が50%以上と判定される例

- ・一見して住家全部が倒壊
- ・一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ・一見して住家全部が流出又はずり落ちなど

左記以外の場合

住家の部位別の損害割合を算定し、その合計が住家の損害割合となります。計算式は下記と次ページのようになります。

住家の損害割合は、部位ごとに算出した損害割合（部位別損害割合）の合計となります。

- ・住家の損害割合＝屋根の損害割合＋柱の損害割合＋・・・＋設備の損害割合

部位別損害割合は、部位ごとの損傷率に部位別構成比を乗じて算出します。

- ・部位別損害割合＝部位の損傷率×部位別構成比
＝損傷部分の割合※7×部位の損傷程度※8×部位別構成比

※7 損傷部分の割合＝当該部位の損傷部分の面積等÷当該部位の全面積等

※8 損傷程度は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において各部位ごとに定める5段階の損傷の例示に対応した割合

出典：内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」参考資料（令和3年5月）

4. 被災後の復旧

【外観目視調査による被害認定の例】

	床下浸水 (浸水深の 最も浅い 部分で測定)	準半壊に至らない (一部損壊) (住家の損害割合 10%未満)
	床上50cm未満の 浸水 (浸水深の 最も浅い 部分で測定)	半壊 (住家の損害割合 20%以上 30%未満)

【部位別構成比】木造・プレハブ

部位名称	構成比
屋根	15%
柱(または耐力壁)	15%
床(階段を含む)	10%
内壁	10%
外壁	10%
天井	5%
建具(窓、戸、障子等)	15%
基礎	10%
設備(キッチン台、便器等)	10%


出典：内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」参考資料（令和3年5月）

上記の計算式や写真から、本ガイドラインで対象とするレベル1、2の浸水被害については、概ね④半壊以下の認定が想定されます。

-3. 被災した際に受けられる支援制度

災害救助法が適用されると、被害認定に応じて以下のような支援を受けられる可能性があります。詳しくは内閣府のホームページを、ご確認ください。

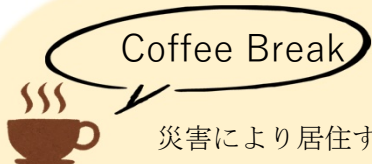
●住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（住宅の応急修理）

支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に基づき、住宅の屋根、外壁、建具(窓や玄関)等に損傷があり、ひとたび雨が降れば浸水を免れない世帯でかつ自治体から準半壊以上(相当)と判断された世帯に対して、 <ol style="list-style-type: none"> ①ブルーシート、ロープ、土のう等の資材の現物給付 ②修理業者・団体によるブルーシート展張等の修理の提供のいずれかを支援します（災害発生日から10日以内）。※⁹ ・緊急の修理は、資材の提供又は市町村が業者に委託して実施します。 ・緊急の修理として支援できる限度額は令和5年6月基準において1世帯あたり、5万円以内となります。 ・同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。 <p>※⁹ 詳細については、内閣府のホームページをご確認ください。 参照：https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_c16.pdf</p> 

4. 被災後の復旧

●日常生活に必要な最小限度の部分の修理（住宅の応急修理）

支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に基づき、住宅や中規模半壊、半壊（半焼）、準半壊のいずれかの住家被害を受け、自ら修理する資力がない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。^{※10}（全壊（全焼）の場合は、修理することで居住することができが可能となる場合には、個別に対象とすることが可能です。） ・応急の修理は都道府県又は市町村が業者に委託して実施します。 ・修理限度額は令和5年4月基準において1世帯あたり、 <ul style="list-style-type: none"> ①大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）の世帯：70万6千円以内 ②準半壊（損害割合が10%以上20%未満）の世帯：34万3千円以内 ・同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯とみなされます。 <p>※10 詳細については、内閣府のホームページをご確認ください。 参照：https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_c7.pdf</p>



Coffee Break

～被災者生活再建支援制度

（被災者生活再建支援法が適用された場合）～

災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。支給額は、次のとおりです。^{※11}

（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。）

	基礎支援金	加算支援金		計
		建設・購入		
①全壊、解体、長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50万円	150万円
②大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50万円	100万円
③中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸（公営住宅を除く）	25万円	25万円

※11 詳細については、内閣府のホームページをご確認ください。

参照：<https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/pdf/140612gaiyou.pdf>



問い合わせ先

葛飾区 都市整備部 都市計画課 街づくり計画担当係

TEL:03(5654)8382 (直通)

FAX:03(3697)1660

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

葛飾区役所3階 302番窓口